

# お知らせ

## 所得税と市県民税の申告はお早めに

### 受付は2月16日(水)～3月15日(火)

平成22年分の所得税の確定申告と、平成23年度の市県民税の申告受付の時期になりました。  
 申告期限(3月15日)が近づくと、会場が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。  
 なお、8支所については、巡回申告相談とさせていただきますので相談日や会場等を別表1でご確認ください。また、市役所東別館会場では、2月20日(日)、2月27日(日)は休日相談を受付けていますのでご利用ください。

### 所得税の確定申告が必要な人

- ▼ 事業所得や不動産所得などがある人で、平成22年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人
- ▼ サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
  - ① 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
  - ② 2か所以上から給与を受けている人
  - ③ 平成22年中の給与収入が、2千万円を超える人。

### 市県民税の申告が必要な人

- ▼ 平成23年1月1日に市内に居住し平成22年中に所得があった人
- ▼ 国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。
- \* 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給されている人も申告が必要です。

### 申告をする市県民税の税額が変わる人

- ▼ 平成22年12月31日現在で、しよがいがい者の認定を受けている人
- ▼ 平成22年12月31日現在で、配偶者と死別後再婚していない人
- ▼ 不動態所得などで、市の固定資産税を必要経費として申告される人は、固定資産税の課税明細書(課税明細書)が手元にないときは、市税務課、各支所福祉生活課で、固定資産税台帳の写しを取り寄せておいてください。
- ③ 医療費控除を申告される人は、平成22年中に支払われた医療費の総額を必ず計算しておいてください。(文書料・差額ベット料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。) また、健康保険や生命保険で補てんされた保険金があれば、補てんされた金額がわかるものを必ずお持ちください。(医療費の総額を計算されていないときは、申告相談会場でお持ちいただく間に自身で計算していただくこととなります。)

### 申告相談会場

人で、寡婦または寡夫に該当する人  
 ▼ 申告相談会場及び申告受付・相談日時は別表1のとおりです。

### 休日相談のご案内

▼ 相談内容は、市民税の申告受付、所得税の確定申告で、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。  
 なお、株式、譲渡に関する申告は市では受付していません。税務署での申告をお願いします。  
 ▼ 別表2のとおり、休日に申告を受付けます。

別表1 申告相談会場一覧表

申告相談会場	申告相談日時	受付時間
市役所東別館(6階 会議室)	2月16日(水)～3月15日(火)	8時30分～11時30分 ・ 13時～16時  ※申告相談日について びわ支所以外は、 土・日曜日はお休み です。
虎姫支所(2階 会議室B)	2月16日(水)～2月23日(水)	
浅井支所(3階 会議室)	2月24日(木)～3月1日(火)	
びわ支所(1階 会議室)	3月2日(水)～3月4日(金)	
湖北支所(1階 会議室1-A)	3月2日(水)～3月15日(火)	
公立木之本公民館(2階 第1・2会議室)	2月16日(水)～2月22日(火) 3月8日(火)～3月15日(火)	
余呉支所(1階 第1会議室)	2月16日(水)～2月24日(木)	
高月支所(1階 1-A会議室)	2月23日(水)～3月1日(火) 3月7日(月)～3月15日(火)	
西浅井公民館(1階 会議室)	2月25日(金)～3月7日(月)	
※どの申告会場でも申告相談できますが、市税務課(別館1階)及び各支所福祉生活課では申告等の相談はできませんのでご注意ください。		

別表2 休日相談一覧表

申告相談会場	申告受付・相談日時
市役所東別館(6階 会議室)	2月20日(日)、27日(日) 9時～11時30分 13時～16時

### 時間延長のご案内

- ▼ 市役所東別館では、次の3日間、申告の受付時間を18時30分まで延長します。  
 【日時】3月9日(水)、10日(木)、11日(金)  
 9時～11時30分  
 13時～18時30分
- 【場所】市役所東別館6階会議室

### 申告をされる皆さんへ

- ▼ 申告に必要なものは
  - ① 申告書(市税務課または税務署から送付された書類)
  - ② 印鑑
  - ③ 源泉徴収票または給与支払証明書
  - ④ 公的年金などの源泉徴収票
  - ⑤ 事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、所得計算の資料(収入・経費明細を記載した「収支内訳書」や支払証明書)
  - ⑥ 配偶者控除を受けようとする人は、源泉徴収票などの配偶者の所得のわかる書類
  - ⑦ 生命保険などの各種支払証明書
  - ⑧ 国民年金保険料支払証明書または領収書
- ▼ 該当する人は次のものもお持ちください
  - ① 平成22年中に国民健康保険料等を納められた人は、市税務課から送付した「社会保険料

### 無料税務相談所の開設

▼ 次の会場で、税理士による無料税務相談所が開設されます。  
 【対象】小規模の事業所得者、消費税課税事業者、農業者等  
 【会場】
 

- ・ 長浜商工会議所  
 2月17日(木)、21日(月)、28日(月)
- ・ 3月2日(水)、3日(木)
- ・ 木之本町商工会館  
 2月23日(水)

【時間】(両会場ともに)  
 9時30分～12時、13時～16時

### 問合せ先

- 税務課市民税・国保料グループ (☎65-6524)
- 浅井支所福祉生活課 (☎74-4352)
- びわ支所福祉生活課 (☎72-5253)
- 虎姫支所福祉生活課 (☎73-4852)
- 湖北支所福祉生活課 (☎78-8301)
- 高月支所福祉生活課 (☎85-3113)
- 木之本支所福祉生活課 (☎82-5901)
- 余呉支所福祉生活課 (☎86-3223)
- 西浅井支所福祉生活課 (☎89-1123)

# お知らせ

## 《e-TAX確定申告会場の開設》

ご利用いただくと最高で5,000円の税額控除が受けられるe-TAXの確定申告用パソコンを申告会場(長浜市役所東別館6階会議室)に設置します。



- 【期間】2月16日(水)～3月15日(火)  
\*土・日は除く
- 【時間】9時～正午、13時～16時
- 【場所】長浜市役所東別館6階会議室
- 【利用ができる人】

申告書の記載準備がすべてできている人で、電子証明書発行済の住民基本台帳カードを持っている人(事前に「e-TAXの開設届」が必要です)

\* 電子証明書発行済の住民基本台帳カードについては、市民課(☎65-6511)へ問合せください。

問 長浜税務署(☎62-6144)税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。